

第1章 計画の目的



錦桜橋から渡良瀬川と赤城山を望む

1 計画の目的

1-1 計画策定の背景

当市では、戦後の急速な都市化の進展に伴い、景観よりも経済性や機能性が優先された状況にありましたが、その中でも商店街の統一的な意匠の形成を図るなど、先進的な景観整備にも取り組んできました。高度成長期から成熟期に移行する中で、公共施設の形態・意匠等についての周辺景観への配慮や、住民によるのこぎり屋根工場や本町の歴史的まち並みの保存活動などの取組も始まり、良好な景観形成に向けた気運が徐々に高まってきました。

そのような中、当市では平成6年4月に桐生市都市景観条例を制定し、同年10月には桐生市都市景観形成基本計画を策定し、「桐生らしい良好な景観をはぐくみ、うけつぎ、つくりだし、つちかう」ことを目標に、大規模行為の届出制度により、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等に対して指導・相談等を行ってきたほか、都市景観形成啓発事業として景観展示会や「子どもまち並み観察隊」などにより市民の意識啓発を図るなど、様々な取組を進めてきました。

国においても、景観に関する様々な課題が生じてきていることを受け、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現のため、平成16年に景観法(以下、「法」と表記)が制定されました。このことを受け、法に基づいて地方自治体が景観行政団体となり、景観計画を定めることにより、法的拘束力を有する規制や届出制度、景観地区等の指定など、総合的に実効性のある取組ができるようになりました。

当市においても、桐生市都市景観形成基本計画の策定以後、平成17年6月の新里村・黒保根村との合併や平成24年7月の桐生新町重要伝統的建造物群保存地区選定など、当市の景観を取り巻く環境にも変化が見られたことから、桐生市都市景観条例を改正するとともに、桐生市都市景観形成基本計画の見直しを行うこととしました。

1-2 計画の目的

当市は、江戸から明治・大正・昭和と織物のまちとして隆盛を誇り、その繁栄・発展の中で歴史・文化が築かれ、渡良瀬川やまちを取り囲む山々など、豊かな自然と融合しながら特徴ある景観が形成されてきました。これらの景観は、私たちに歴史や文化を伝えるのみならず、私たちが暮らし、学び、働く桐生への愛着や誇り、魅力、そして生活する環境などにも大きく関わっています。

この計画は当市固有の景観を形成するに至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝えとともに、景観法の基本理念を踏まえて市民・事業者・行政がまちづくりや景観形成に参加し、適切な役割分担と協力関係のもと、当市特有の景観を保全し、また魅力ある景観を形成していくための共通の指針として定めるものです。

1-3 計画の基本理念

計画の目的を踏まえ、次の3つの基本理念をもとに計画を策定します。

①“桐生らしさ”を守り、残し、洗練し、後世に受け継ぐ

身近にあるまち並みや、山・川などの自然をはじめ、日常目にする景色・風景は突然に出来上がったものではなく、桐生に暮らし、働く人々が歴史を積み重ねた結果、形成されたものです。その中で培われた“桐生らしさ”を適切に守り、残すとともに、より洗練され、魅力ある桐生を後世に受け継ぎ、個性があふれ、愛着と誇りを持てる桐生の景観をつくります。

②“生活景”に配慮し、日常の景観の質を高める

日頃、生活の中に紛れてなかなか気づかない、生活の中の一部となっている景観（生活景）は、色彩などの秩序が乱れた建物などが1つ造られるだけで生活景の質は著しく低下し、まち並みも乱れたものになってしまいます。景観は小さな要素一つ一つの積み重ねであることから、桐生に暮らし、働く一人一人が、より良い景観を守り、育てていくための方向性や守るべきルールを定め、人々が快適に生活できる、まちや地域にふさわしい景観をつくります。

③“市民が主体のまちづくり”を推進する

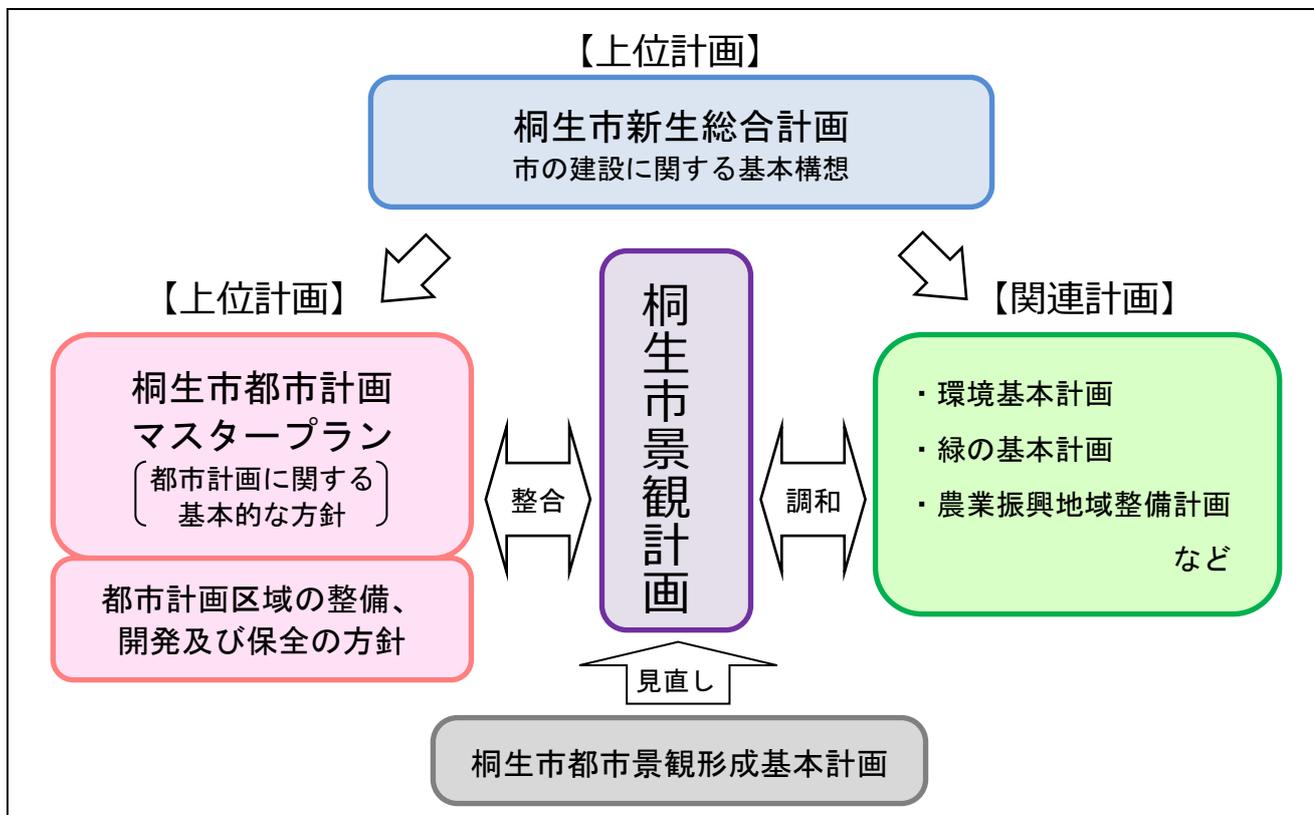
まちの中の活動は、そのほとんどは市民一人一人の活動によるものであり、その積み重ねから当市の景観は形成されます。また、道路整備などの行政による大規模事業についても、近年では住民意見を積極的に反映する時代となっており、今後は市民の担う役割もより大きくなっていくと想定されます。今後は市民一人一人がまちづくりや景観形成に対して興味や理解を持ち、取組を進められるよう、情報の共有化や体制の整備などを積極的に図るための方策を定め、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

1-4 計画の位置付け

本計画は、景観行政団体である本市が法第8条に基づいて定める、本市の景観形成に関する総合的な指針となる計画です。

計画の策定にあたっては、桐生市都市景観形成基本計画の理念を継承しながら、自然や歴史、産業など本市が有する景観の特徴や、景観形成に関する課題などを踏まえ、景観の形成に関する基本的な考え方を示します。さらに、上位計画となる「桐生市新生総合計画」や「桐生市都市計画マスタープラン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などと整合を図るとともに、関連する諸計画との調和を図ります。

図 1-1 景観計画の位置付け



1-5 景観計画の区域

景観計画区域については、「本市固有の景観を形成するに至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝え、魅力ある景観を形成する」という本計画の趣旨を踏まえ、市の全域とします。

1-6 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の目的

計画の策定背景と目的を示すとともに、計画の基本理念、景観計画区域の範囲を定めます。

第2章 景観に関する現況と課題

当市の景観要素ごとの現況把握を行い、その特徴や課題を抽出します。

第3章 良好な景観の形成に関する方針

桐生らしい、より良い景観をつくっていくための方針を、要素の性質ごとに分類して示すほか、地域ごとの特性を踏まえた地域別の方針を定めます。

第4章 行為の制限に関する事項

良好な景観の形成・誘導のための行為制限や届出制度、良好な景観の形成のための基準を定めます。

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

当市の良好な景観の形成にあたって特に重要な役割を担う建造物・樹木を景観重要建造物または景観重要樹木に指定するための方針を定めます。

第6章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

景観形成の大きな要素である屋外広告物について、設置等にあたっての規制・誘導の方針を定めます。

第7章 景観重要公共施設に関する事項

景観形成の先導的役割を担う公共施設について、景観重要公共施設に指定するための方針を定め、その整備についての基本的な考え方を示します。

第8章 景観地区等の指定の方針

特に良好な景観の形成を一体的に図るべき地区を景観地区等に指定するための方針を定めます。また景観地区等のモデル地区候補についても示します。

第9章 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

より良い景観と住み良いまちをつくり、育て、適切に後世に引き継いでいくためのそれぞれの担う役割や、市民・事業者による取組に対する支援の方法、計画的な景観形成の推進方策について定めます。



第1章

